㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

（単位：円）

区　分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・社債等	230,383,750	—	—	230,383,750

投資有価証券

国債、地方債及び社債等は相場価格を用いて評価しております。そのうち、国債及び社債等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

Ⅷ．退職給付に係る注記

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	172,397,403円
退職給付費用	22,035,150円
退職給付の支払額	15,371,587円
期末における退職給付引当金	179,060,966円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	22,035,150円

Ⅸ．収益認識に係る注記

当法人は以下に記載する内容を除き、会計基準第86における重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分及びまとまりごとの区分における各収益は以下のとおりであります。

（単位：円）

区　分	開発振興勘定		
	医薬品等研究	健康・栄養研究	法人共通
受託研究等収益	1,187,092,840	79,504,243	181,559,307
受託事業収入	606,335,293	82,756,311	450,000

区　分	安定供給確保支援業務勘定	特例業務勘定	革新的医薬品等実用化支援業務勘定
受託研究等収益	—	—	—
受託事業収入	—	—	—

区　分	後発医薬品製造基盤整備業務勘定	合　計
受託研究等収益	—	1,448,156,390
受託事業収入	—	689,541,604

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ．重要な会計方針」に係る事項に関する注記の「６．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引金額の総額　4,290,589,403円

履行義務の充足期間　令和８年度～令和11年度

Ⅹ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅺ．重要な後発事象

該当事項はありません。

Ⅻ．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

令和７事業年度より、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法附則第20条第４項の規定に基づき、革新的な医薬品等の実用化に取り組む事業者に対して必要な資金の交付その他の支援を行う業務について特別の勘定（革新的医薬品等実用化支援業務勘定）を設けて経理することになりました。

また、令和７事業年度より、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法附則第27条第４項の規定に基づき、後発医薬品の製造を行うものに対し、当該製造基盤整備措置に必要な資金の交付その他の支援を行う業務について特別の勘定（後発医薬品製造基盤整備業務勘定）を設けて経理することになりました。

なお、当該二勘定の当事業年度の会計期間は、ともに令和８年３月10日から令和８年３月31日までであります。